

[カードの書き方]

このカードは、満 15 歳以上の方が有効となります。

臓器提供意思表示カード 裏面

〈 1. 2. 3. いずれかの番号を○で囲んでください。〉

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

〈 1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉

【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】

〔特記欄： _____〕

署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

本人署名(自筆)： _____

家族署名(自筆)： _____



(1) 意思の選択

自分の意思に合う番号を一つだけ○をして下さい。

- a) 脳死後及び心臓が停止した死後に提供してもいいと思われている方は 1 に○をして下さい。
- b) 脳死後での提供はしたくないが心臓が停止した死後に提供してもいいと思われている方は 2 に○をして下さい。
- c) 臓器を提供したくないと思われている方は 3 に○をして下さい。

(2) 提供したくない臓器の選択

1 か 2 に○をした方で提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけて下さい。

(3) 特記欄の記入について

- a) 組織の提供について
1 か 2 に○をつけた方で皮膚・心臓弁・血管・骨など組織の提供をしてもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」と記入ができます。
- b) 親族優先提供について
親族優先提供の意思を表示したい方は、「親族優先」と記入できます。

(4) 署名など

- a) 本人の署名及び署名年月日を自筆で記入下さい。
- b) 臓器を提供したい方もしたくない方も、自筆署名を記入することで有効なカードとなります。

- 被保険者証の裏面・運転免許証にも臓器提供に関する意思表示欄が設けられるようになりました。
ご自分の意思についてご家族や友人と話し合っ
て意思表示をしておきましょう。
- 臓器意思表示カードを複数枚所持している場合は、署名月日が一番新しいカードの意思が有効となります。
- 家族署名は必ずしも必要ではありません。